

事例番号:310208

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 3 日

13:40 破水の診断で入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 3 日

14:05- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 165 拍/分で基線細変動減少を認める

15:25 頃- 胎児心拍数陣痛図で軽度遷延一過性徐脈を認める

16:10 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈を認める

17:15 頃- 胎児心拍数陣痛図で徐脈を認める

17:35 胎児機能不全のため鉗子分娩にて児娩出、頭位、児と共に胎盤娩出

胎児付属物所見 血性羊水あり、胎盤病理組織学検査で絨毛膜羊膜炎

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 3 日

(2) 出生時体重:3300g

(3) 臍帯静脈血ガス分析:pH 7.15、PCO₂ 50mmHg、PO₂ 53mmHg、
HCO₃⁻ 16.7mmol/L、BE -12.8mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分4点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後5日 頭部MRIで大脳基底核・視床に信号異常があり低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名

看護スタッフ:助産師2名、看護師2名、准看護師3名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離によって胎児低酸素・酸血症をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠40週3日の14時頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 入院時の対応(バイタルサイン測定)、および入院後の分娩管理(内診、血液検査、静脈確保)は一般的である。

(2) 14時5分からの胎児心拍数陣痛図の判読において、リアシュアリングと判定したことは一般的ではない。

(3) 16時0分に胎児心拍数140拍/分、リアシュアリングと判読して、経過観察としたことは一般的ではない。

- (4) 17 時 10 分に胎児心拍数低下に対し、酸素投与開始としたことは一般的である。
- (5) 胎児心拍数陣痛図の記録速度が 1cm/分であることは一般的ではない。
- (6) 胎児機能不全にて急速遂娩としたことは一般的である。鉗子分娩については要約・方法について診療録に記載がないため評価できない。鉗子分娩開始時の内診所見(児頭の位置、回旋)、牽引回数、実施時間、子宮底圧迫法併用の有無について診療録に記載がないことは一般的ではない。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)、および高次医療機関 NICU へ搬送としたことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して胎児心拍数陣痛図の判読を習熟することが望まれる。
- (2) 胎児心拍数陣痛図の記録速度は 3cm/分に設定することが望まれる。
- (3) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】 本事例は、鉗子分娩実施時の内診所見(児頭の位置、回旋)、牽引回数、実施時間、子宮底圧迫法併用の有無、新生児蘇生の詳細(バッグ・マスクによる人工呼吸の実施時刻、チューブ・バッグによる人工呼吸について、新生児の状態について)の記載がなかった。妊産婦や新生児の観察事項や行われた処置は詳細を記載することが重要である。緊急時で速やかに診療録に記載できない場合であっても、対応が終了した際には診療録に記載することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。